



職員組合 ニュース

手当が新設されます! センター試験監督 衛生管理者業務

就業規則改正に伴う過半数代表者への説明において、大学入試センター試験の監督者等への手当と安全衛生管理業務（衛生管理者）従事者への手当が新設されることがわかりました。職員組合は両手当について、かねてより要求をしてきたところであり、安全衛生管理業務への手当は、昨年6月の団体交渉において法人側から「2011年度からの実施を目的に導入を検討する」旨の回答を得ていました。

1. 安全衛生管理業務（衛生管理者）に対する手当

衛生管理者に3,000円/月の手当が支給されます。ただし、衛生管理者の資格を有するだけでは足りず、衛生管理者に指名され、その業務に従事する者に支給されます。法令（安衛法）により、衛生管理者には毎週作業場の巡視業務が義務づけられていますが、本務に加えての巡視業務を行う必

要があるため、その部分が手当でされる形です。従って、安全衛生業務を本務としている衛生管理者には、本手当の支給はありません。

2. センター試験監督者・監督補助者に対する手当

数年前まではセンター試験実施の受託経費を原資とした試験監督者への手当がありましたが「センター試験監督業務は教職員の本来業務である」として、支給がなくなりました。その後、英語のリスニング試験が導入されたり、本年においては、本試験中に携帯通信端末を利用した不正行為が発覚するなど、試験監督業務の負荷は高くなってきています。そのような観点から、センター試験監督業務に手当ですることは当然であり、今回の措置を評価します。

ただ、教職員の給与・一時金は国家公務員準拠措置により、2年連続で引き下げられており、その引き下げ累計額はおよそ14億円に達します。これまでも職員組合は繰り返し述べてきましたが、京大教職員の給与水準は国家公務員のそれより低い状態にあり、そもそも引き下げられるべきではありません。今回の手当で新設は一定の評価をしますが、この間の賃金引き下げを埋め合わせるほどの措置ではありません。

職員組合は今後も、賃金引き下げを食い止め、処手当てや、教職員福利の向上を目指して運動を続けていく所存です。

地震と津波で被災された方々に 心よりお見舞い申し上げます

京都大学職員組合は被災された方々の救援、
支援のため、募金活動に取り組んでいます。

口座振込等を通じて募金いただける方は、下記の口座にお願いします。

金融機関名	口座名義人	口座番号
近畿労働金庫 御池支店	京都大学職員組合 カンパ会計	普通 1831431
ゆうちょ銀行	京都大学職員組合	11410-30925081

みなさんから頂いた志は、京大職組が加盟する全国団体、全国大学高専教職員組合に集約し、適切な機関を通じて被災者の方々にお届けます。(阪神淡路大震災時のとりくみにおいては、集約した募金の大半を自治体を通じて送り届けました。)